201707

e-Tax さらに便利に使いやすく 国税電子申告・納税システム

ＥーＴＡＸで検索



この社会あなたの税が生きている

源泉所得税納付相談会



開催日　平成29年7月3日(月)～7日(金)

時　間　9：00～17：00

場　所　商工会(開発センター)　　※納付期限7月10日(月)

賃金台帳など給料の支払い(1月～6月)の分かるものをご持参ください







No.2502　源泉徴収義務者とは

[平成27年4月1日現在法令等]

会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。

そして、差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。

この所得税及び復興特別所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者になる者は、会社や個人だけではありません。

給与などの支払をする学校や官公庁なども源泉徴収義務者になります。

しかし、個人のうち次の二つのいずれかに当てはまる人は、源泉徴収をする必要はありません。

(1) 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与や退職金を支払っている人

(2) 給与や退職金の支払がなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人(例えば、給与所得者が確定申告などをするために税理士に報酬を支払っても、源泉徴収をする必要はありません。)

なお、会社や個人が、新たに給与の支払を始めて、源泉徴収義務者になる場合には、「給与支払事務所等の開設届出書」を給与支払事務所等を開設してから1か月以内に提出することになっています。

この届出書の提出先は、給与を支払う事務所などの所在地を所轄する税務署長です。

ただし、個人が新たに事業を始めたり、事業を行うために事務所を設けたりした場合には、「個人事業の開業等届出書」を提出することになっていますので「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はありません。

国税庁ホームページより

商工会は　行きます　聞きます　提案します！

税務　経営　金融　労務　記帳　お気軽にご相談ください！

神津島村商工会

相談お問い合わせ　TEL04992-8-0232　ＦＡＸ04992-8-1199

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入いただけます!!

保険会社引受部分・団体総合生活保険（医療補償基本特約・がん補償基本特約）・総合生活保険（個人賠償責任補償）

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です！

12万人以上の皆様にご利用いただいています。



「けが」の補償

トータル「がん」補償

共済（補償）期間

2016年11月1日午後4時から2017年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2017年11月1日午後4時まで

ご加入できる方

商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。
（トータル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。）
※ただし2016年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下（シニアトータル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下）の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者、父母、子　②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫　③配偶者の父母　をいいます。

「けが」2,000円コースの補償

1 掛金・共済金は、プラン毎に**年齢・性別・職種に関わりなく一律！**

2 交通事故・不慮の事故以外に**天災*1でも「けが」の補償！**
*1 天災とは「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」をいいます。

3 仕事以外でも**国内外24時間補償！**

4 新規加入はけがの補償**65歳まで*2**
*2 継続加入は満74歳まで

5 日常生活における**賠償事故も補償！**
※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

毎月ご加入いただけます。



加入プラン			「けが」の補償 傷害プラン 2,000円コース
契約年齢			満6歳～65歳（継続加入は満74歳まで） 継続加入で75歳となった場合はシニア傷害プランに自動的に移行します。
月払掛金			2,000円
共済金額	死亡共済金	交通事故	1,000万円
		不慮の事故	800万円
		天災（地震・噴火・津波）	400万円
	後遺障害共済金	交通事故	1,000万円～10万円
		不慮の事故	800万円～8万円
		天災（地震・噴火・津波）	400万円～4万円
	手術の種類により手術共済金	交通事故・不慮の事故	20・10・5万円
		天災（地震・噴火・津波）	10・5・2.5万円
	入院共済金（1日あたり）	交通事故・不慮の事故	8,000円（1日目～1,000日目）
		天災（地震・噴火・津波）	4,000円（1日目～1,000日目）
	通院共済金（1日あたり）	交通事故・不慮の事故	3,000円（3日～100日目）
		天災（地震・噴火・津波）	1,500円（3日～100日目）
	疾病入院見舞金	疾病による継続した30日以上の入院	5万円
NEW	個人賠償責任保険金額		1事故 1億円

加入プラン	トータル「がん」プラン
契約年齢	満6歳～65歳 66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン（6,000円）に自動的に移行します。
月払掛金	3,000円
共済金額 がん診断共済金（再発・転移しても安心）	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円
がん手術共済金*1	手術の種類により 40万円～7.5万円
がん入院共済金（1日あたり）（お支払日数無制限）	10,000円（1日～無制限）
病気・けがの手術共済金*1	重大手術 20万円 入院中 5万円 入院以外 2.5万円
病気・けがの入院共済金（1日あたり）	5,000円（1日～120日まで）
放射線治療共済金*1	5万円
先進医療共済金（通算支払限度なし）	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の約半額程度となります。

※補償内容の詳細はパンフレットを参照してください。
※上記表は代表例でありその他にも加入プランがございます。詳細はパンフレットまたはご加入の商工会へご連絡ください。
●トータル「がん」プランに新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日（待機期間）**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。
●同一事故において、がん手術共済金と病気・けがの手術共済金およびがん入院共済金と病気・けがの入院共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。
*1 手術・放射線治療の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払の対象とならない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険（株）の団体総合生活保険（医療補償基本特約・がん補償基本特約）・総合生活保険（個人賠償責任補償）の概要についてご紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店：株式会社ふるさとサービス
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F　TEL:03-3214-5710

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社　担当課：広域法人部法人第一課
東京都千代田区三番町6-4　TEL:03-3515-4147

2016年10月作成　16-T18379